

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年3月30日公布、同年4月1日施行）

**【改正の概要】**

- ①愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例
  - ②愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例
  - ③愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例
  - ④愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例
- } の一部改正
- 1 事業税及び不動産取得税の課税免除の対象となる特別償却設備の設置期限の延長
    - (1) 過疎：平成25年3月31日 ⇒ 平成27年3月31日
    - (2) 企業：基本計画の同意の日（平成25年3月31日まで）から5年間  
⇒ 基本計画の同意の日（平成26年3月31日まで）から5年間
  - 2 事業税及び不動産取得税の不均一課税の対象となる特別償却設備の設置期限の延長
    - (1) 半島：平成25年3月31日 ⇒ 平成27年3月31日
    - (2) 原発：平成25年3月31日 ⇒ 平成27年3月31日
  - 3 不動産取得税の税率の特例の対象となる特別償却設備の敷地の取得期限の延長  
(半島・原発) 平成25年3月31日 ⇒ 平成27年3月31日

施行日 公布の日（適用 平成25年4月1日）

**【その他参考事項】**

○特別措置の概要（減収額の75%は、地方交付税で措置）

- 1 課税免除
  - 過疎（事業税・不動産取得税）
  - 企業（不動産取得税）
  - (1) 区域 過疎：17市町（松山市（旧中島町）、八幡浜市外）  
企業：5地域（四国中央市全域、新居浜市・西条市全域外）
  - (2) 対象となる特別償却設備
    - ・業種 過疎：製造業、旅館業、情報通信技術利用事業、個人で行う畜産業・水産業  
企業：製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所
    - ・取得価額 過疎：2,700万円超  
企業：農林漁業関連業種5,000万円超、その他業種2億円超
  - (3) 事業税の課税免除の期間 課税免除が最初に適用された年度以降3か年度
  - (4) 課税免除による減収額 ・事業税 750,721千円（78件） ・不動産取得税 966,257千円（145件）
- 2 不均一課税
  - 半島（事業税・不動産取得税）
  - 原発（ " " ）
  - (1) 区域 半島：3市町（八幡浜市、西予市（旧三瓶町）、伊方町）  
※市町の産業投資促進計画策定が条件  
原発：2市町（八幡浜市（旧保内町）、伊方町）
  - (2) 対象となる特別償却設備
    - ・業種 半島：製造業、旅館業  
原発：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業  
(製造業以外にあつては、増加雇用者15人超)
    - ・取得価額 500万円以上  
※

資本金額1,000万円超5,000万円以下	1,000万円以上
資本金額5,000万円超	2,000万円以上
    - (3) 税率
 

・事業税	初年度	通常税率×0.5	・不動産取得税 通常税率の1/10
	2年度	" 0.75	
	3年度	" 0.875	

特別償却設備である家屋	0.4%
その敷地である土地	0.3%
    - (4) 不均一課税による減収額 実績なし